

ふるさと納税が本来の理念に基づいた制度となるよう改善を求める意見書

多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税するが、その一方で、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で納税できる制度として、平成20年度に創設された寄附金税制がふるさと納税である。

この制度は、納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること、自治体がそれぞれの魅力の発信を強め自治体間の競争が進むことにつながることを理念としている。

現在、一般的にふるさと納税と返礼品はセットと認識されているが、本来寄附金は反対給付を伴わないものであり、返礼品や節税を目当てとしたネット通販と化している状況は、本来の制度主旨や理念に反したものとなっている。

ふるさと納税により流出するのは、地方税の基幹税であり、地域社会の会費として位置づけられる個人住民税であるが、各自治体による過大な返礼品競争等により、返礼品や節税を目当てとした寄附が一層増加しており、本市においても、令和4年度におけるふるさと納税による減収額は97億円を見込み、平成27年度の決算額と比べると約50倍と、増加し続けており、もはや看過できない状況であり、本市の行政サービスの運営に深刻な影響を与えているため、この影響に対する財政措置が必要である。

また、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額は所得に比例して高くなることから、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じているという課題もある。

さらに、ワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にある。

よって、国におかれては、ふるさと納税の本来の制度主旨や理念を考え、過大な返礼品競争となっている現状を改善するとともに、自治体財政に与える影響を抑制するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分に対する財政措置を講ずること。
- 2 特例控除額に定額の上限を設けること。
- 3 ワンストップ特例制度の適用の際も所得税控除相当額は所得税から控除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣

意見書案第2号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

〃 矢 沢 孝 雄

〃 本 間 賢次郎

〃 かわの 忠 正

〃 浜 田 昌 利

〃 田 村 伸一郎

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は多くの企業の経営に深刻な影響を与え、日本経済に大きな打撃を与えるだけでなく、感染者の急激な増加により、医療従事者や病床が不足するなど、医療提供体制の崩壊の危機を招くという事態が発生した。

また、近年は毎年のように集中的な豪雨等による河川の氾濫被害が生じており、本市においても、令和元年東日本台風によって甚大な浸水被害が生じている。

さらに、今後30年以内に高い確率で首都直下地震や南海トラフ地震の発生が予想されている中で、東日本大震災においては道路を塞ぐ震災瓦礫等の撤去が思うように進まず支援物資の輸送に遅れが発生するとともに、燃料不足を背景とした医薬品等の搬送の遅れや長期間のライフラインの停止による病院等機能の停止を要因とする震災関連死が発生するなど、被災地方自治体の行政機能の停止が復旧活動に大きな影響を及ぼした。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることであり、これら緊急事態に強い社会をつくることは、国全体にとって喫緊の課題である。

よって国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、緊急時における憲法のあり方や、関連法規の見直しによる平時から緊急時のルールの変更等について、国会における建設的かつ広範な議論を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣

意見書案第3号

インボイス制度の実施中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

インボイス制度の実施中止を求める意見書

度重なる消費税の増税により、長期にわたる消費不況が続いてきた中、新型コロナウイルス感染症による影響が、日本経済、取り分け中小企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいます。

民間調査会社の調査によれば、令和4年1月に感染症の影響から倒産した神奈川県内の事業者は、前月の8件から倍増の16件を記録し、令和2年3月以降における月間最多を更新するとともに、累計においても東京都、大阪府に次いで全国3番目となる169件に達しており、同調査によれば、地域別では最多の横浜市の7件に次ぎ、本市も4件を数えるなど厳しい状況が続いている。

こうした状況下、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題がある。

また、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまう。

よって国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣